

避難指示区域の状況について

平成27年1月28日
原子力被災者生活支援チーム

1. 避難指示区域の設定の経緯(事故発生から区域見直しの完了まで)

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

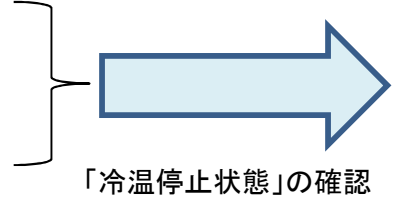
2. 平成23年4月
- 警戒区域 (福島第一から半径20km)
【原則立入禁止、宿泊禁止】
 - 計画的避難区域 (放射線量が20mSv/yを超える区域)
【立入可、宿泊原則禁止】
 - 緊急時避難準備区域 (福島第一から半径30km)
【避難の準備、立入可、宿泊可】

3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

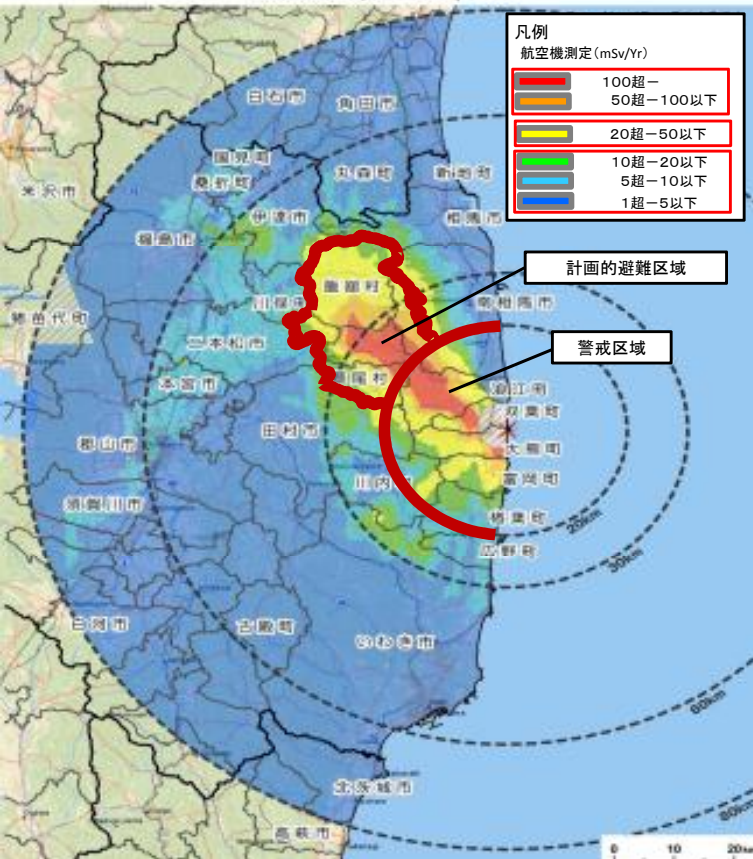
5. 避難指示区域の見直しの実施

- 帰還困難区域 (放射線量が50mSv/年を超える区域)
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- 居住制限区域 (放射線量が20mSv/y~50mSv/年の区域)
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- 避難指示解除準備区域 (放射線量が20mSv/年以下)
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】



平成25年8月、避難指示区域の見直しは、被災11市町村ですべて完了
(各市町村で、地区毎に住民説明会を実施(約200回))

平成23年4月時点の空間線量から推定した積算線量の分布



平成23年4月22日時点 (事故直後の区域設定が完了)



平成25年8月 (区域見直しの完了時点)



2. 最近の避難指示等の解除の状況

(1) 田村市：平成26年4月1日 避難指示解除準備区域を解除

- 生活環境の整備・改善のため、仮設商業施設の開設、コンビニの開店、移動販売、夜間でも診療可能な診療所の開設、デマンド型乗合タクシーの運行開始、公営賃貸住宅の計画、携帯電話の新規アンテナ設置の計画等を実施。
- 放射線不安に対応するため、除染のフォローアップ(除染後の事後モニタリング、相談窓口の設置、相談に応じたきめ細かな線量測定、必要な土壌の除去等)、希望者への個人線量計の貸与、専門家による個別健康相談、モニタリングの充実等を実施。
- 小中学校も平成26年4月から再開。

(2) 川内村：平成26年10月1日 避難指示解除準備区域を解除

(併せて居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し)

- 生活環境の整備・改善のため、新しい商業施設・特別養護老人ホームの整備、移動販売、携帯電話の新規アンテナ設置、診療バスの運行開始、災害公営住宅の整備、地域の集会所の修繕等を実施。
- 雇用創出に向けて、工業団地の整備、企業誘致等を実施。
- 放射線不安に対応するため、除染のフォローアップ(除染後の事後モニタリング、相談窓口の設置、相談に応じたきめ細かな線量測定、必要な土壌の除去等)、希望者への個人線量計の貸与、専門家による個別健康相談(長崎大と連携)、モニタリングの充実、飲料水用の井戸掘削に対する補助等を実施。

(3) 南相馬市：平成26年12月28日 特定避難勧奨地点を解除

- 放射線不安に対応するため、希望者への個人線量計の貸与、専門家による個別健康相談等に加え、専門の相談窓口の設置、希望者に対する住居敷地内のきめ細かな線量測定や清掃作業の実施、国の職員による個別世帯への訪問・説明等を実施。
- 自宅に戻ることが不安との住民の声に対応するため、市営住宅の確保等を実施。

(4) その他

- 檜葉町、川俣町、葛尾村をはじめとした他の市町村においても、避難指示の解除や帰還に向けた取組を本格化。

避難指示区域の概念図

平成26年12月28日時点



日々の生活の安心感に向けた取組

- ・個人線量計の配布、専門家による線量データの解説、放射線の健康影響等に関する個別相談の実施。
- ・平成23年7月より、都路診療所を再開。
- ・平成26年4月より、夜間でも診察可能な田村地方夜間診療所を船引町に開設。



都路診療所

夜間診療所



教育機関の再開

- ・避難指示の解除に伴い、平成26年4月より、古道小学校、岩井沢小学校、都路中学校が本校舎での授業を再開。



買物環境の充実

都路地域の生活利便性と地域コミュニティを確保するため、

- ・コンビニチェーンの移動販売が平成25年9月に開始。
- ・仮設商業店舗(Domo)が平成26年4月に開業。
- ・田村市都路地域にコンビニエンスストアが平成27年1月に新規オープン。



生活環境の改善

- ・デマンド型の乗合タクシーが平成26年4月に運行開始。



企業誘致

- ・有田焼の技術を応用した蓄光素材でものづくり日本大賞を受賞した企業や、野菜工場が進出済み。
- ・新たな工業団地(旧避難指示解除準備区域内)を含め、さらに7社が川内村への進出を予定。



携帯電話の不通話地域解消

- ・平成26年10月に、20km圏内の一部でエリア化



日々の生活の安心感に向けた取組

- ・個人線量計の配布、保健師等による健康相談



生活環境の整備・改善

- ・災害公営住宅の整備(平成27年夏頃を予定)
- ・新しい商業施設の開設(平成27年夏頃を予定)



「災害公営住宅」の建設予定地



「商業施設」の建設予定地

(参考) 檜葉町の復興加速・帰還に向けて進めている取組例

商業の再開・買物環境の確保

- 平成26年7月末に、飲食・小売業の町内3事業者による仮設商業施設「ここなら商店街」が開設。



住宅再建に向けた取組

- 住宅再建に向けた環境づくりとして、平成26年8月よりネズミ・害虫駆除や家屋内清掃への支援事業、平成26年10月より半壊以上の家屋解体を開始。
- さらに、平成27年1月より町内外の修繕事業者等との連携体制の構築の上、町民からの住宅修繕に関する相談窓口を新設(事務局: (一社)ならはみらい)。



飲料水の安心確保

- 平成25年7月より放射性物質モニタリング結果の継続配信。
- 平成26年10月より木戸ダム湖における放射性物質のモニタリングの強化。
- 平成27年4月より小山浄水場に24時間体制の放射線モニタリング機器を導入予定。



(小山浄水場)

(ゲルマニウム半導体検出器)

交通インフラの整備

- JR常磐線(広野～竜田間)が平成26年6月に運行再開。
- ならはPASスマートICの整備(平成30年度供用開始予定)。



魅力あるまちの再構築

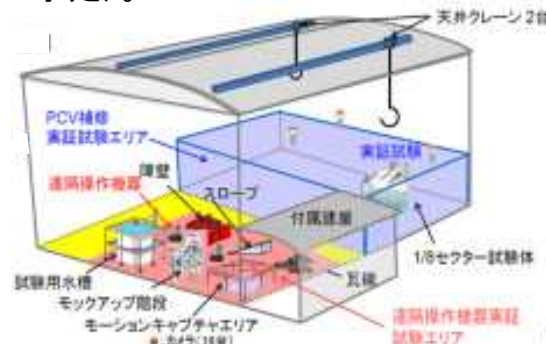
- 町中心部に位置するコンパクトタウン(住宅や商業・診療所等の集積)及び企業活動の拠点を目指す竜田駅東側地域の構想具体化へ取組中。



※地図の出自
: 福島県HP(広野檜葉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

研究施設・企業の立地

- 平成26年9月に「檜葉遠隔技術開発センター」の建設開始(平成27年度中の供用開始予定)。
- 平成26年11月に住友金属鉱山が進出を決定(平成27年内に操業開始予定)。



(檜葉遠隔技術開発センターの概要)

町役場の再開など

- 平成26年6月1日に檜葉町役場において一部業務を再開(現在35名の職員が勤務)。
- 平成26年12月から、役場職員が先行的に町内での夜間滞在を開始。



3. 田村市(都路町)・川内村における住民の帰還状況

(1) 田村市(都路町) <平成26年4月1日 避難指示解除準備区域を解除>

| | | 平成26年5月末 | 平成26年8月末 | 平成26年11月末 |
|------------------------|------|--------------|--------------|--------------|
| 20キロ圏 (旧避難指示解除準備区域) | 帰還人口 | 81人 (23%) | 117人 (33%) | 133人 (39%) |
| | 帰還世帯 | 34世帯 (30%) | 47世帯 (42%) | 53世帯 (48%) |
| 30キロ圏 (旧緊急時避難準備区域) | 帰還人口 | 1,332人 (56%) | 1,403人 (59%) | 1,432人 (61%) |
| | 帰還世帯 | 566世帯 (69%) | 595世帯 (72%) | 603世帯 (73%) |

出所: 田村市調べ(田村市が都路地域の行政区長に依頼し実施した調査)

注: %は、それぞれの時点における都路町の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

(2) 川内村 <平成26年10月1日 避難指示解除準備区域を解除>

| | | 平成26年6月1日 | 平成26年8月1日 | 平成26年10月1日 | 平成26年12月1日 |
|-----------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 川内村 全域 | 帰還人口 | 1,278人 (46%) | 1,466人 (53%) | 1,543人 (56%) | 1,573人 (57%) |
| | 帰還世帯 | 526世帯 (45%) | 586世帯 (51%) | 603世帯 (52%) | 609世帯 (53%) |

出所: 川内村調べ(村内に生活拠点を戻した村民を帰還人口としてカウントし、集計)

注1: %は、平成26年12月1日時点における川内村の住民基本台帳ベースの人口・世帯に対する割合

注2: 村に聞き取ったところ、旧避難指示解除準備区域については、同区域内における住民基本台帳ベースの人口・世帯の約2割弱程度が帰還しているとのこと。

○ 避難指示の解除＝復興の本格化

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(閣議決定 平成25年12月20日) 抜粋

故郷への帰還を現実のものとするため、まずは、線量水準に応じた防護措置を具体化・強化する。同時に、帰還する住民の方々のための賠償を充実し、支援策も拡充する。インフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業を進める。帰還準備のための宿泊を実施し、地元と協議しながら、避難指示の解除を進める。避難指示の解除後は、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化させ、軌道に乗せていく。

○ 避難指示解除の要件(原子力災害対策本部決定 平成23年12月)

- ① 年間積算線量20mSv以下 → 「避難指示解除準備区域」に設定
- ② 日常生活に必須なインフラ(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)や生活関連サービス(医療、介護、郵便など)が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③ 県、市町村、住民との協議

○事故直後、避難指示区域の外側に、スポット的に年間積算線量が20mSvを超えると推定される地点が存在。こうした地点について、平成23年に「特定避難勧奨地点」に指定し、住民への注意喚起や避難の支援策を講じてきた。

○特定避難勧奨地点については、解除後1年間の積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された場合には、解除することとされている。

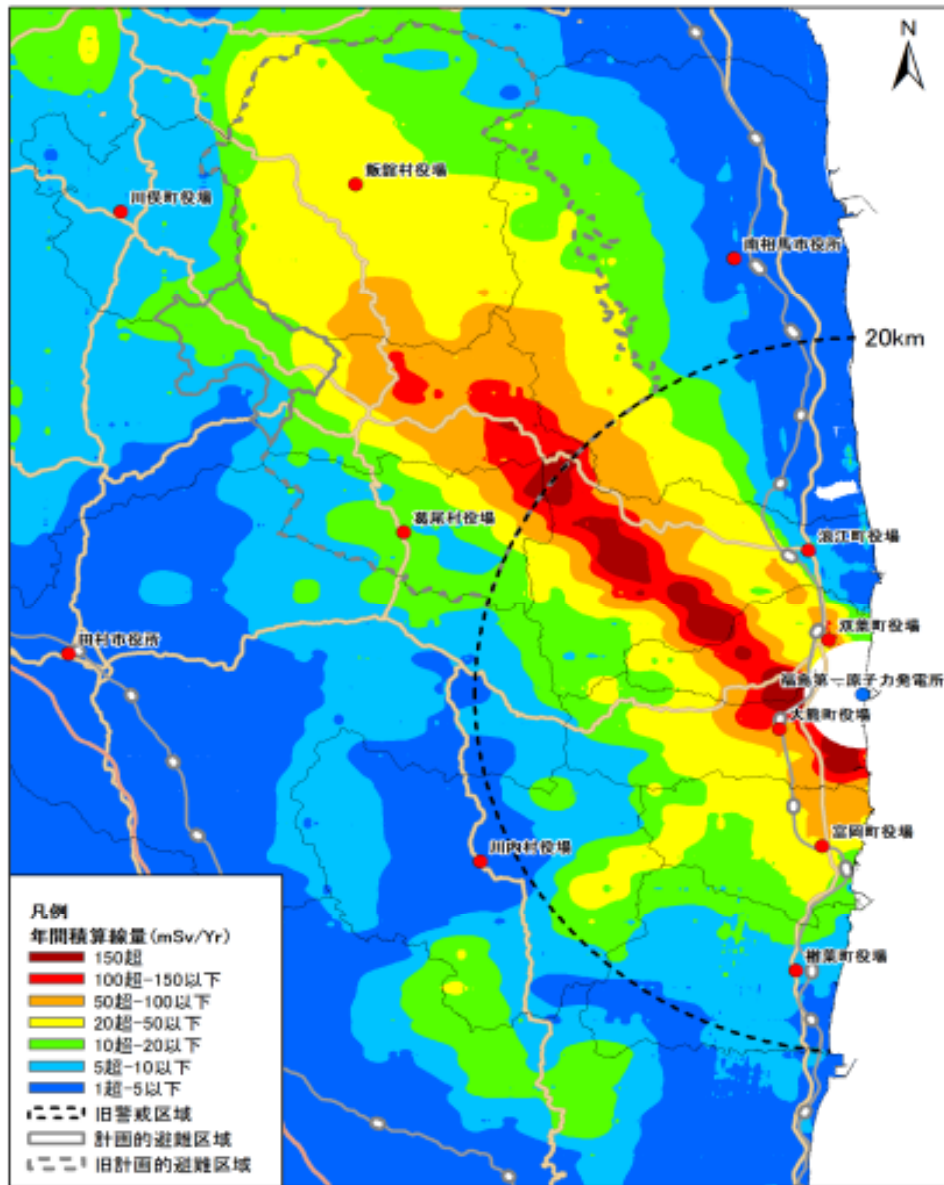
(原子力災害対策本部決定 平成24年3月)

<特定避難勧奨地点の地点数(世帯数)>

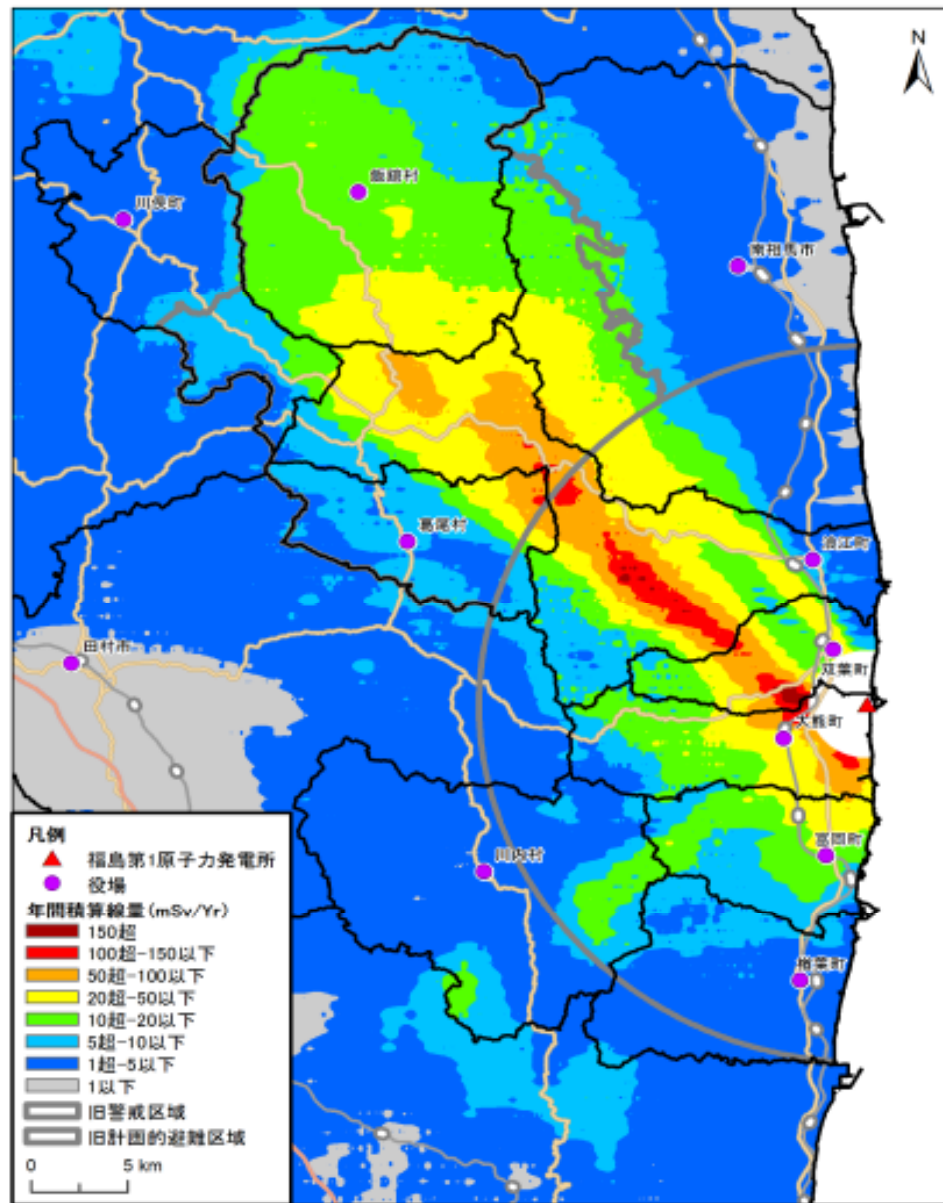
- ・伊達市 117地点(128世帯) : 平成24年12月に解除
- ・川内村 1地点(1世帯) : 平成24年12月に解除
- ・南相馬市 142地点(152世帯) : 平成26年12月に解除

事故後約半年(第4次モニタリング)と事故後約2年半(第8次モニタリング)の空間線量率の比較から、**約2年間で、測定範囲全体の平均的な線量率は約50%減少**したことが分かる(物理的減衰から推定される減少割合は35%)。

〔第4次航空機モニタリング(平成23年11月5日時点)の線量分布〕



〔第8次航空機モニタリング(平成25年11月19日時点)の線量分布〕



(参考) 除染の進捗状況【環境省作成資料】

(平成26年12月31日時点)

面的除染終了
宅地除染終了等
除染作業中・準備中

| | 除染対象 区域 人口(人) (概数) | 除染対象 面積 (ha)(概数) | 区域 見直し | 除染の進捗状況 (終了以外の市町村は平成26年12月31日時点) | | | | スケジュール | | 避難指示 解除 |
|------|-----------------------------|------------------------|-----------|-------------------------------------|--------------|--------------|----------|------------------|------|---------------------------|
| | | | | 除染計画 | 仮置場等 | 同意取得 | 除染作業 | 宅地終了 | 残り終了 | |
| 田村市 | 400 | 500 | H24/4 | H24/4 | 確保済み | 終了 | H25/6 終了 | 25年度(すでに終了) | | H26/4 |
| 川内村 | 400 | 500 | H24/4 | H24/4 | 確保済み | 終了 | H26/3終了 | 25年度(すでに終了) | | 避難指示解除 準備区域は H26/10 |
| 檜葉町 | 7,700 | 2,100 | H24/8 | H24/4 | 確保済み | 終了 | H26/3終了 | 25年度(すでに終了) | | 未定 |
| 大熊町 | 400 | 400 | H24/12 | H24/12 | 確保済み | 終了 | H26/3終了 | 25年度(すでに終了) | | 未定 |
| 葛尾村 | 1,400 | 1,700 | H25/3 | H24/9 | 確保済み | ほぼ終了 | 作業中 | 26年夏 (すでに終了) | 27年内 | 未定 |
| 川俣町 | 1,200 | 1,600 | H25/8 | H24/8 | 約9割 | ほぼ終了 | 作業中 | 26年夏 (すでに終了) | 27年内 | 未定 |
| 飯舘村 | 6,000 | 5,600 | H24/7 | H24/5 | 確保済み | 約9割 | 作業中 | 26年内 (おおむね終了) | 28年内 | 未定 |
| 南相馬市 | 13,300 | 6,100 | H24/4 | H24/4 | 約8割 | 約6割 (約5割) | 作業中 | 27年度 | 28年度 | 未定 |
| 浪江町 | 18,800 | 3,300 | H25/4 | H24/11 | 約4割 (約3割) | 約6割 (約5割) | 作業中 | 27年度 | 28年度 | 未定 |
| 富岡町 | 11,300 | 2,800 | H25/3 | H25/6 | 約9割 | 約9割 | 作業中 | 27年度 | 28年度 | 未定 |
| 双葉町 | 300 | 200 | H25/5 | H26/7 | 調整中 | 準備中 | 準備中 | 27年度 | | 未定 |

注) 仮置場として確保が必要な面積は、今後の精査によって変わりうる。
 注) 終了の市町村について、未同意の方等の同意取得を実施し同意を頂いた場合等は、除染を実施予定。
 注) 「仮置場等」「同意取得」欄の括弧内は前月時点のもの。変更がない場合は省略。

- 「相談員」は、被災住民の方々の身近で、放射線量測定やその測定結果の丁寧な説明、住民の関心・要望の聞き取り、それに向き合った対応策の提案等を行うことで、住民の方々が自らの生活を取り戻していくことを支援。
- 平成25年12月、原子力規制委員会の提言を受け、地元自治体による相談員の配置やその活動の支援を閣議決定。

【具体的な支援策】

- 「福島再生加速化交付金」の中で相談員の育成・配置や個人線量低減支援のための予算を措置
- 相談員の活動を科学的・技術的な面から支援する拠点(放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター)をいわき市に整備
- 効果的事例の横展開や関係省庁・県との連携の円滑化を図る実務者会合の設置 等

相談員の活動事例

● 広野町

昨年11月、放射線相談室を設置。相談員室長として、広野町社協の会長を選任。関係機関と連携の下、業務を遂行していく予定。その他、子育て世代の看護師及び放射線管理の専門家(非常勤)を選任し、まずは3名の室員(相談員)で活動開始。

● 楡葉町

楡葉町では、これまで町民に身近に接する支援者が、町民との連絡調整や各種相談等を実施。今後、支援者に対し、放射線を含む様々な相談に係る傾聴を円滑に行うために必要な基礎知識を習得する研修を実施するとともに、町民から寄せられた疑問・要望に対応する生活再建や放射線に関する専門家の体制を構築する予定。

※田村市・川内村の事例は、3ページ・4ページの「日々の生活の安心感に向けた取組」に記載



- 福島県「浜通り」地域の新たな産業基盤の構築を目指し、イノベーション・コースト構想研究会を開催。
- 研究会は、赤羽原子力災害現地対策本部本部長(経済産業副大臣)(当時)を座長とし、地元を含む産学官の有識者で構成。産業基盤のみならず、今後のまちづくりの在り方を広く検討(平成6月23日報告書とりまとめ)。構想の概要は以下の通り。

1. 構想のコンセプト

1. イノベーションによる産業基盤の構築

⇒浜通り地域で将来的な発展の可能性を持つ産業の一端を明示

2. 帰還住民と新住民による広域のまちづくり

⇒帰還住民と新たに移り住む研究者等が一体となって地域活性化を図る必要性を明示

3. 地域の再生モデル

⇒国内各地域に共通する高齢化・過疎化等の課題に対する再生のモデルを明示

3. 構想実現に向けた方策

○構想の主要プロジェクト具体化に当たって解決が必要な3つの課題を明示

1. 戦略的工程と体制の構築

⇒「2・3年の短期」、「2020年までの中期」、「それ以降の長期」の工程表を策定

2. 広域的な視点でのまちづくり

⇒各拠点の配置と連携、拠点整備とインフラ整備の連携、広域行政連携、特区制度の活用等の必要性を明示

3. 中長期の取組体制の確立

2. 構想の主要プロジェクト

1. 国際廃炉研究開発拠点(放射性物質分析・研究施設)

⇒廃炉研究の中核施設として、世界の研究者が集まり研究を実施
(JAEAが大熊町に建設予定(24年度補正予算))



2. ロボット開発・実証拠点

(1) モックアップ試験施設(屋内ロボット)

⇒廃炉作業等屋内を想定したロボットの試験施設
(JAEAが楡葉町に建設中(24年度補正予算))



(2) 福島ロボットテストフィールド(屋外ロボット)

⇒災害対応ロボットの研究・実証施設。ロボット国際競技会も開催



3. 国際産学連携拠点

⇒国内外の機関が結集し、廃炉、環境修復、農林水産等の教育・研究を実施。
内外原子力技術者の研修も実施
⇒原子力災害の教訓を世界に情報発信



4. 新たな産業集積

- (1) スマート・エコパーク(被災地の廃棄物や希少金属をリサイクル)
- (2) エネルギー関連産業の集積
- (3) 農林水産プロジェクト(スマート農業、水産研究施設の強化等)



5. インフラ整備

- (1) 交通インフラ(JR常磐線の全線開通、主要道の整備等)
- (2) 産業・生活インフラ(生産・物流施設の整備、中核病院の整備)



東日本大震災による福島県全体の避難者
約12.0万人

※ピーク時(平成24年6月)は約16.4万人

避難指示区域からの避難者
約7.9万人

10市町村

帰還困難区域
約2.4万人(31%)

居住制限区域
約2.3万人(29%)

避難指示解除準備区域
約3.2万人(40%)

旧避難指示区域・旧緊急時避難準備区域
約2.0万人

田村市、広野町、
楡葉町、川内村、
田村市、南相馬市

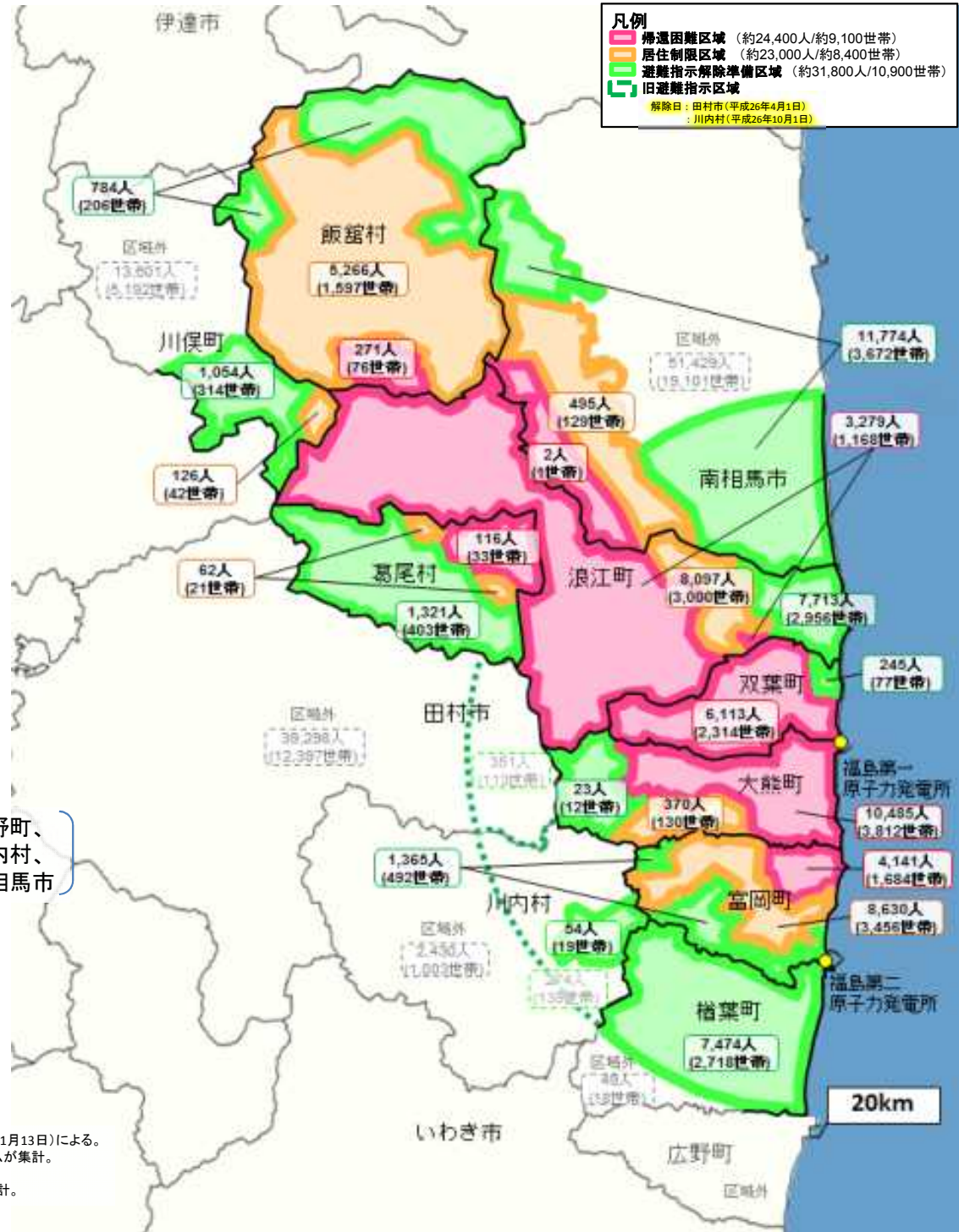
その他の避難者
約2.1万人

福島市、郡山市、
いわき市など、
福島県内全域

凡例

- 帰還困難区域 (約24,400人/約9,100世帯)
- 居住制限区域 (約23,000人/約8,400世帯)
- 避難指示解除準備区域 (約31,800人/10,900世帯)
- 旧避難指示区域

解除日: 田村市(平成26年4月1日)
川内村(平成26年10月1日)



(備考)

- 東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1348報:平成27年1月13日)による。
- 避難指示区域からの避難者数は、市町村から聞き取った情報(平成26年10月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計。
※区域外及び旧避難指示区域の人数は、住民登録数であり避難者数ではない。
- 旧緊急時避難準備区域からの避難者数は、各市町村から聞き取った情報(平成26年12月11日)を基に原子力被災者生活支援チームが集計。